

## 法務・資格TF 議事概要

1. 日時：平成20年11月14日（金）9：30～10：40
2. 場所：永田町合同庁舎1階 第3共用会議室
3. 議題：新司法試験の選択科目の見直し、予備試験の制度設計、プロセスとしての法曹養成制度の相関関係の分析・検証の状況について
4. 出席者【規制改革会議】福井主査、安念委員、鈴木参考人  
【法務省】大臣官房 人事課 課付 山口 久枝 氏  
大臣官房 司法法制部 参事官 佐々木 宗啓 氏

○福井主査 それでは、ただいまから「法務・資格TF」を開催させていただきます。

本日は、法務省から新司法試験の選択科目見直し、予備試験制度設計、プロセスとしての法曹養成制度の相関関係の分析・検証状況等についてお話を伺えればと存じます。

それでは、冒頭10分程度お話をいただきまして、その後質疑とさせていただければと存じます。よろしく願いいたします。

○佐々木参事官 本日は、司法法制部の参事官、佐々木と人事課の課付、山口が御説明に上がりました。

では、順番に説明していきます。1つ目が、まず選択科目の見直しですが、前回のヒアリングの後に御会議から寄せられました御質問に対しましては10月16日に、新司法試験の選択科目の見直し及び予備試験の制度設計等に関する質問等について（回答）という文書で回答させていただいております。

前回のヒアリング後の選択科目の見直し作業進捗状況は、先日、司法試験委員会が開かれまして、検討を行うに当たり、司法試験委員を補佐する5人の幹事を任命することが決定され、既に任命を得ており、今後の具体的な調査、資料作成等を行う体制のめどが立っております。

また、併せて調査の第一弾として法科大学院の授業科目の詳細、授業科目のシラバスの調査に着手したところであります。

授業科目の詳細につきましては、平成20年度に開設されている基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目に該当する授業科目、それから開校年度、単位数、定員数、単位取得者数、配当年次、必修か否か、科目の概要、現在の新司法試験の選択科目との関係、教授の対象とする主な法令、使用する教科書、教授が常勤か非常勤かといったことについて調査項目とし、シラバスについては、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目を調査するものであります。

なお、今のところ選択科目の見直しについて、既存の8科目から自分の教科を他の教科に変えてくれという申出は当然ございませんし、新たに加えてほしいということで資料を提出しております科目ですけれども、法と経済学という科目から立候補がございます。そういう状況でございます。

続きまして、少し順番が、もめなさそうなものから先に行かせてもらいますが、法科大学院及び司法試験の成績の関連性の検証につきまして、御説明させていただきます。

法科大学院協会、文部科学省、最高裁判所、法務省及び日本弁護士連合会は法科大学院における教育と司法試験等の連携等に関する法律、第2条に規定する法曹養成の理念に従いまして、国の機関、大学その他の法曹の養成に係る機関の密接な連携を図るため法科大学院における教育の充実並びに法科大学院における教育司法試験及び司法修習生の修習の有機的連携の確保の在り方を協議することを目的として協議会を設けてございます。

その協議会では、協議の前提となる資料を収集するため、法科大学院修了者の法科大学院における成績と司法試験における成績の検証を行ってございます。

具体的にはパイロット校6校の法科大学院の平成18年修了生、平成18年に法科大学院を修了し、平成18年の新司法試験に合格せず、平成19年に新司法試験を受験したもの。これは既修者のみですが、それと平成19年修了生、平成19年に法科大学院を修了し、同年の新司法試験を受験したものの、既修者及び未修者からなっておりますが、これらについて法科大学院の総合成績及び科目別成績と平成19年の新司法試験の総合成績及び科目別成績との相関関係を調査したものでございます。ただ、これはパイロット校6校という限定がございます。

なお、この調査で求めました相関関係というものでございますが、その強弱は、相関係数で表されてございます。この相関係数とは、二変数間の相関関係の強さを表す統計量でありまして、マイナス1からプラス1の数値を取って、プラス1に近いほど、強い正への相関関係があることとなります。

今回、この検証で判明したことではございますが、珍しいというか、余り驚くようなことは出てなかったんですが、1つ目は、平成19年修了生の法科大学院の成績と新司法試験の成績との相関関係については、総合成績及び科目別成績がいずれについても相関係数が高く、全体として相関関係があると思われるということになります。

簡潔に言えば、法科大学院の成績優秀者であるほど、司法試験においてより高い点数を得たり、合格する可能性が高いということではございます。

2番目は、平成18年修了生、これは1回目試験を受け控えたか、落ちた人たちでございますが、平成19年の修了生に比べて、法科大学院の成績と新司法試験の成績の相関関係は低いということになってございました。

3つ目が、既修者と未修者の全校の法科大学院の成績と新司法試験の成績との相関関係を比較した場合、全般に未修者の相関関係が高いということになりました。

これにつきましては、未修者は既修者に比べて、法科大学院における取得単位数や科目数が多くて、法科大学院で多角的に評価されていることなども、その一因として考えられます。

4つ目に、法科大学院の成績と、新司法試験の成績との相関関係を法科大学院ごとに比較すると、大学ごとにより相関係数にばらつきがあるということがわかりました。

これらのものをまとめたものが、今日、提出させていただきました冊子でございます。かなり、分厚くて統計学の先生方を交えてつくりましたので、私も文系なので、完全に読み解けていないかも知れないのでございますが。

○福井主査 調査結果のポイントについては、どこかに要約をまとめてあります。要するに、こ

れをやっていただいている趣旨は、まさに法科大学院できちんと教育したこと、新司法試験でいい点が取れるとか、司法研修所できちんと実力を発揮できるとか、ひいては実務家になってからもきちんとして仕事ができるということなどが、本当に法科大学院の貢献によるものなのかどうかを確認していただくというものです。私どもはそこに疑いを持っています。本当に法科大学院の教育が、いい法曹となるためのさまざまなプロセスを盤石なものとするのに実際に貢献し得ているのかどうか。差し当たりは新司法試験との関連というのは非常に重要なことですので、その観点に絞った要約がほしいんですが、ポイントがわからないと、数字の羅列したものを読んでも何か意味があるわけでもなくて、読み取った結果、そういうことが言えているのか、言えていないのかということが重要だと思うんです。

○佐々木参事官 結果というのは、16 ページのところをごらんいただきますと。

○福井主査 これでは何を言っているのかよくわからない。今の観点をもう少し敷衍して言うと、法科大学院でも例えば大規模校と小規模校でどう違うのか、それから、今まで司法試験合格実績を上げてきたような一種のブランドスクールとそうではないところでどう違うか、あるいは社会人が多いところ、少ないところでどう違うか、男女比率によってどう違うか、そういうことを、法科大学院の教育が成功したかどうかという観点から、いろんな切り口で多面的にクロス集計などを行うことによってあぶり出していきたいと思えます。

そのポイントはどうでしょうか。どうもこの報告書は、統計学者が、目的はさておいてそのまま数字を羅列したかのようにも見受けられるので、何らかの結果は読み取りができるかと思うのですけれども、再度、今の趣旨に即したポイントがわかる資料を関係者と御相談して至急作成いただき、改めて御報告いただけますでしょうか。

○佐々木参事官 今、主査が御指摘されたような細かい項目というものは調査されておらず、単純に科目群だとか、総合成績を似通ったものを比較した相関係数を把握しているというものです。そこで、相関関係が高ければ、司法試験が法科大学院の授業を踏まえたものになっている可能性が高いですし、また、司法試験で成績優秀者というものと、法科大学院の成績優秀者が相関関係を持っているとすると、法科大学院の授業もきちんとしたものになっているのではないかという可能性が出てくるというものです。

今回は、両方比べますと、相関関係が一応あるという形が出てきているので、おおむね関連があるので機能しているのではないかということになります。

○福井主査 相関がないわけではないというのは、そんなことは当たり前のことであって、それがおよそなかったら法科大学院はすぐにやめていただくしかないわけです。そうではなくてどの程度あるのか、どういう法科大学院についてどのくらいあるのか、その違いは何かということ进行分析しないと余り政策的な意味がない。

○佐々木参事官 その個別の具体的な中身の分析というのが、今やっと思っています分析が、匿名でパイロット校6校ということになっておりまして、具体的な校名がわからない。

○福井主査 それは全く意味がないですね。

○佐々木参事官 わかっている状況というのは、5 ページにありますような大きな学校か、小さな

学校か、中規模なのか、未修者、既修者のどちらが多いのかといった程度でございます。

○福井主査 その調査をやって何の意味があるのですか。

○佐々木参事官 この調査の結果は、データを出した法科大学院にフィードバックされておりますので、そこの自己改善にはつながるといことです。

○福井主査 法科大学院の参考のためだけにやるのではなくて、国民に対して検証した結果を知らせるためにやるはずで。大学のサービスのために税金使って、こんな調査をやっていただいているのは困るわけで、国民に還元できる効果を持つためには、どこの大学について、しかもその大学の属性、さっき申し上げたようなさまざまな属性はどうなのか、その属性ごとに見て法科大学院教育が成果をおさめたのか、といったことをかなり丁寧に調べていただかないと、公共財としての情報の意味が全くないのではないですか。

○佐々木参事官 そこで、法務省といたしましては、関連性の調査をやって、その結果を踏まえて、最近協議会が開催されたんですけれども、その場では、この調査ではいろんなことがわかり切らないのではないかと。相関係数というのは、母集団の数とか成績の分布とかさまざまな条件によって変動し得る上に、パイロット校の校名が匿名で、具体的な条件がわかっていないと、そこでは相関係数が違って来た原因というものが解明することができないという問題点があると。したがって、その改善はしなければいけないということは、一応発言してございます。

○福井主査 それで、改善する調査をやり直すことになったのですか。

○佐々木参事官 これは、法科大学院の資料を徴求する強制的な権限というものは、我々法務省も、一緒に検証に加わっている文部科学省も持っていない。

○福井主査 だれを窓口すればいいのですか。今、佐々木さんに申し上げれば、協議会として再検討していただくということになりますか。そうであれば、先ほど申し上げた趣旨で、公式にお願いしたいんです。意味のない調査に公金を費やしていただいているのは困るというのが、今、お聞きただけでも明確なことだと思いますし、具体的に個別の大学院名が匿名というのはなおさら意味がないと思います。しかも、法科大学院の全数、たかだか数十校、70校程度ですね。数十校について、今申し上げたような趣旨の調査をするのは、6校でやるのも70校やるのも、集計するという観点から言えば、それ程手間は変わらないと思います。

それから、重要なことは、それぞれの法科大学院ごとに入学者が何人だったのか、そして実際に修了できた者は何人だったのか、受験したのは何人だったのか。それらを全部明らかにしていただかないと、医学部が特定の私立大学などでよくやるように、入学したけれども、受けたら医師国家試験に落ちそうな人をあらかじめ進級させないというようなことをやっていて合格率が高い、というようなデータには何の意味もないわけでありまして、入学させた中でどれだけ通したのかという生のデータは、各法科大学院について当然あってしかるべきだと思います。

しかも、法科大学院の中での、例えば定期考査などの試験成績を5段階程度に区分したとして、それぞれのランクごとに何人いて、その中の何人が司法試験に通っているのか、合格率が何%なのかというデータも必須だと思いますので、再調査を至急お願いしたいと思います。

○佐々木参事官 その辺のデータというのは、実は我々法務省もほしいと考えているところなんで

すが、これを法務省の方で集める権限を持っておりませんで、自発的に出してくださればいいんですけれども、自発的に法科大学院が出してくださるかという、そこはまた問題がございます、我々もそのデータをほしいことは間違いないんです。それを国民に開示するという必要だと考えてございますし、各法科大学院を受験する人にとってもどういう学校に入るのかということがきちんとわからないで入ってしまうというミスマッチを防止するためにも必要だと考えてございます。

ただ、そこは我々任意に法科大学院協会と交渉したり、各法科大学院の任意の協力を得てやっているという立場でございますので、なかなか我々に対して、おしかりをちょうだいしても、はいできますとは約束はできないところがありまして、なかなか難しい話になっていることを申し上げさせていただきます、御理解いただければと考えてございます。

○安念委員 この調査はあくまで法科大学院協会さんが、御自分の言わば費用とコスト、労力とで自発的にやりなされたという位置付けになる調査ということでしょうか。

○佐々木参事官 法科大学院協会のクレジットで出ているんですけれども、費用自体の正確なところは。

○福井主査 5者でやったとおっしゃいませんでしたか。

○佐々木参事官 5者でやっているんですが、そのデータの集計等、こういう作業するのは法科大学院協会が一応やるんですけれども、法科大学院の方の費用というのは、どこから出ているのかというのは。

○福井主査 私も、法務省とか文科省とか最高裁がスポンサーだと思ひまして、公金を支出しているのではないかと申し上げたのですが、そうではないのですか。公金は出ていないのですか。

○佐々木参事官 恐らく文科省の科研費ではないかと思うんですけれども。

○福井主査 要するに、直接経費ではなくても、これは佐々木さんを始め、法務省の職員の方や文科省の職員の方が当然関わっておられるわけですね。

○佐々木参事官 勿論、法務省、文部科学省、最高裁は関わっております。

○福井主査 それは公務の一環として携わっておられて、それに伴う作業人日は発生しているわけですね。ということは人件費を出されているわけですね。

○佐々木参事官 そういうことになります。

○福井主査 そういう意味で公金支出があるのは間違いないことだと思いますので。

○安念委員 端書きに、「5者協議会の下で」、と書いてありますが、この「下で」というのは、ロイヤー的な表現ですね。

○福井主査 趣旨は、今申し上げたとおりで、問題意識を共有していただいているのであれば、なおさらその5者の中でも、私どもの問題意識をお伝えいただいて、やるのであれば意味のある形で調査をやっていただければ、ということをお願いしたいと思います。

○佐々木参事官 ただ、今回全く意味がなかったわけではなくて、今回のパイロット校については、一応機能している学校であるということが。

○福井主査 それぞれ1～6番までの大学が何人いて、何人通ったかとか、何人入学者がいて、何

人卒業して、何人司法試験に通ったか、というのはわかるのですか。

○山口課付 報告書には記載されておられません。法務省で司法試験の受験者数、合格者数などを法科大学院別に公表していますので、この報告書にそれらの数字を挙げてしまうと6校それぞれの法科大学院が特定されるということになるものと承知しております。

○福井主査 そうなると、やはり根っここのところがどうしようもないですね。全然個別分析できないのですね。個別分析ができないようにつくってあるということだとすると、それは一体何のためだろうという懸念を感じます。

○佐々木参事官 大きな数になってきて74校のうち、例えば9割が一応相関関係を持って機能しているとなれば、おおむね制度としては大丈夫だということになるでしょうし。

○福井主査 例えばこの6校がもともと大変合格率の高いブランドスクールの法科大学院であれば、ほとんど意味がないですね。失礼ながらそういうところは、法科大学院の教育力いかにかわかわらず、もともと学力の高い生徒たちを集めているわけで、いかに教師や法科大学院に教育力がなくても、放っておいてもよく勉強して、勝手に通っていただけの人たちが多く含まれている確率が極めて高いわけで、そういうことだとすると調査には意味がないですね。

要するに、重要なことは、入ったときの地の能力、資質に対してどれだけロイヤーとしての付加価値を付けたかということですね、法科大学院の役割は。もともと秀才がそのまま資質による秀才度合いを発揮して、試験に通ったというのでは、全然法科大学院の実力とは関係ないわけでありまして、もともとさほど秀才ではないかもしれない方を、ちゃんと立派な法曹に育て上げたという成果を測らなければ、法科大学院のパフォーマンスは測れない。

○佐々木参事官 そうなりますと、法科大学院に入る人が、統一的な一つの評価な物差しで横ぐしになっているということが、どうしても必要になります。

○福井主査 それは、適性検査とか、測っているものは幾らでもあるじゃないですか。

○佐々木参事官 適性試験の内容というものを我々は全然触れさせていただけないところであって。

○福井主査 でもそれは、やはり法務省としては検証しなければ、まずいのではないですか。ある程度横並びで受けているような試験、考査の類は活用するという事は非常に重要だと思います。

○佐々木参事官 その重要性ということは理解させていただきますけれども、実際に資料を集める権限、そういうものを我々が持っていないところで、そういうことができますとは、なかなかお約束できなくて、これもやはり文部科学省とか、法科大学院協会にお願いするという立場に我々はなってしまうので、調査の意義は理解しているんですけども、実に苦しい立場に我々はあるということを御理解いただければありがたいと思います。

○福井主査 続きをお願いします。

○佐々木参事官 次は、予備試験の制度設計でございますけれども、予備試験とは、法科大学院修了者と同等の学識及びその応用力並びに法律に関する実務の基礎的素養を有するかどうかを判定する試験だということに、司法試験法5条1項でなっております。

同条項で言います、同等の意味につきましては、御会議の答申を受けました平成19年6月22日

の閣議決定においても法曹を目指す者の選択肢を狭めないよう、司法試験の本試験は、法科大学院修了者であるか予備試験合格者であるかを問わず、同一の基準により合否を判定する。

また、本試験において公平な競争となるようにするため、予備試験合格者数について、事後的には資格試験としての予備試験のあるべき運用にも配慮しながら、予備試験合格者に占める本試験合格者の割合と、法科大学院修了者に占める本試験合格者の割合とを均衡させるとともに、予備試験合格者数が絞られることで、実質的に予備試験合格者が法科大学院を修了するものと比べて、本試験受験の機会において不利に扱われることのないようにするなどの総合的考慮を行う、として確認されているところでございます。

そして、司法試験法5条1項の条文文言と閣議決定の基本的な枠組みは司法試験及び予備試験の運用上可及的に司法試験の合格率において、法科大学院修了者である司法試験受験者と予備試験合格者である司法試験受験者との間に、おおむねの数字の一致があるように毎年の検討が行われることを求めるものと考えてございます。

○福井主査 何と何についてのおおむねの一致ですか。

○佐々木参事官 合格率です。

○福井主査 合格率の均衡基準ですか。

○佐々木参事官 そうです。換言すれば、法科大学院修了者の有する学識及びその応用能力並びに法律に関する実務の基礎的素養と予備試験合格者に認定された学識及びその応用力並びに法律に関する実務の基礎的素養とが全体として可能な範囲でおおむね同等になるように予備試験の運用をする必要があるということだと理解してございます。

そこで、同等という基準の具体的な内容が問題となりますが、二つの集団間の司法試験法5条1項にいう能力、質の均衡を図る一つの有力な指標ないし基準は、法科大学院修了者全体の司法試験合格率と予備試験合格者の全体の司法試験合格率の均衡ということになるはずだと考えてございます。

そして、司法試験法1条3項において、司法試験は法科大学院課程における教育、司法修習生の修習との連携の下に行うものとされてございまして、現実にも司法試験の出題等の運用が法科大学院の教育を踏まえたものとして行われているという評価を受けていることにかんがみますと、法科大学院修了者の達成レベルは、ある程度司法試験の結果に反映されているということが言えるものと考えてございます。

そうであれば、基本的には司法試験の合格率というものを予備試験の合否のレベルに反映させることが適切だということになります。そしてこの合格率の均衡については、毎年度ごとに前年度の司法試験及び予備試験の実施結果を踏まえて不断の検討をしていくこととなりますが、予備試験の初回の実施時においては、この2つの集団間の均衡を確認するための実証的な数字というものが無い段階だということが問題になります。

そこで、初年度どういうふうにか考えるかということですが、予備試験の初年度、これは平成23年に行われますけれども、その初年度においては、平成24年度の司法試験を受験する、主として平成23年度修了の法科大学院修了生の集団というものが想定されますので、それと均衡す

る能力、資質を備えた予備試験合格者の集団を形成するということが求められるということになります。このレベル設定の基礎となる、主として平成 23 年度修了の法科大学院修了者集団は、予備試験の問題を作成する平成 22 年の時点では、どういう能力、質を持ったものかというのは目に見える形では存在していないという問題点がありますので、そこまでの時点での司法試験の合格率の数字の推移あるいは現在文科省が進めております法科大学院の教育の向上策について、どのような成果が上がるか、修了生にどのような向上見られるかということ予測しながら、その程度を手がかりにつくっていかなければならないということになります。

ここで少し文科省がどういうことをしておられるのかということ付言いたしますと、法科大学院修了生の能力、質については、現在の中央教育審議会法科大学院特別委員会というところにおきまして、法科大学院の教育を向上させるべく、1つ目に入学者の質と多様性の確保、2つ目に修了者の質の確保、3つ目に教育体制の充実、4つ目に質を要重視した評価、質の構築を図るということで、具体的な改善方策について議論されておきまして、9月30日に中間まとめがされたところでございます。

今後、この委員会における議論を基礎に、法科大学院教育の質の向上を具体的にどう図っていくのかということが、具体的に手当されていくことになっていくと考えてございまして、そうでありましたら、予備試験におきましても、そのことを盛り込んだレベルの設定が考慮されるということになると考えてございます。

このような観点から予備試験の具体的な実施の内容につきましては、今後の期待される法科大学院教育の改善の達成状況等を見定めながら、司法試験委員会におきまして平成 24 年の司法試験受験時に、あるべき法科大学院修了者の能力、質のレベルを、推し量りながら適切に検討していくものと考えてございます。

そして、そのようなアプローチで運営することは、司法試験法及び閣議決定の想定する運用像に沿うものと考えているところでございますし、このような均衡する両集団を構成させることを行った場合の結果は、御会議の想定する制度運用の姿と、さほど大きな隔たりはないものとなるのではないかと考えているところでございます。

要するに、本試験での合格率が均衡するように、制度設計をしなければいけないと、そうためには、予備試験合格者の集団と法科大学院修了生の集団というのは、同じような集団になるように考えなければいけない。そのためには、同時期に司法試験本試験を受ける、法科大学院修了生の能力、質というものを今から推し量っていかなければいけない。

それについては、これまでも、あるいはこれからの司法試験の合格率というものの推移と文科省が考えている現在の法科大学院教育のかさ上げ策、これがどのくらい成功するのかということをよく見ながら考えなければいけない、非常に変数の多いものでありまして、どういうふうにやっていくかというのは、なかなか難しいけれども一生懸命適切に考えていきたいということでございます。

○安念委員 2～3年後の今日の日経平均を当てろと言っているような作業ですね。では、文科省は、建前としてはそれをやらなければならないわけですね。

○佐々木参事官 ですから、はっきり申しまして、各法科大学院にかなりばらつきがある。文科省



はこのばらつきを取るべく努力をするというときに、同じ政府を構成する我々として期待し、援助すると、そこで達成されたものを想定しながら、という話になってまいります。

○福井主査 説明は以上ですか。

○佐々木参事官 はい。

○福井主査 ありがとうございます。それでは、質疑とさせていただきます。

順番に行きますと、司法試験の選択科目見直しですが、これは前からお願いしておりますように、既存科目については随分前から運用準備も含めれば長い期間かけておられるので、ある程度わかっているのではないかと思うのですが、その集計などはまだできていないのですか。

○佐々木参事官 それは、また、これから調査を、それに着手していく。

○福井主査 着手といっても、既にそろっているデータばかりですから、あとはまとめるだけだと思うのです。余り悠長になさらずに、早目に結果を出していただければと思います。

○佐々木参事官 追加、変更という場合の落とす方というのは、落とすことを決定しても一定の猶予期間が必要だと思いますので、そこはある程度のスピードでやればよいと我々は考えてございまして、追加する方法こそ急がなければいけないということの判断でおります。

○福井主査 そうではなくて、追加の候補も、それから現行のものも、要するに、横並びで、閣議決定上の基準を満たすかどうかということ見ないと。要するに、これは相対的な問題ですね。絶対評価ではなくて、ある科目が絶対的に選択肢として必要とか、絶対的に不要だとか、そんなことは人間の決めることと言えはざがないんです。あくまでも相対的に重要なものを何科目か選択肢にするということですから、それはまさに一斉に上がってきている情報をきちんと客観的にフェアに並べて、総合的判断基準で検証する。私どもも、こういうことを調べれば客観的、総合的な基準の1つとして十分意味があるのではないかという事項を、既にお示ししていると思いますが、そういった事実を調べることがまず第一です。どれだけの大学で置かれているか、どこにどういう講座があるのかとか、あるいは科目に総合性、体系性があるのかといったことを調べる。今ある科目は当然全部です。追加あり得べき科目についても全部ですね。これらを横並びで一斉に集約しないと、訳がわからなくなる。その中での相対的な優劣ですからね。

○佐々木参事官 そのこと十分理解しておりますして、その調査の段階が、今、第一弾打ったというところであって、その既存科目と新しい候補科目と、こういったものは、同じ基準時で、同じ調査項目で、同じデータをとらないと比較できないということは、それは十分わかってございますので、それは片方だけ調べて、片方は目をつぶってというようなことはありません。

○福井主査 勿論、新規に候補になっているものも徹底的に調べられることは当然として、けれども非常に重要なことは、今までに試験問題も何度か出され、しかも法科大学院という実際の教育組織で講座も置いている、というようなものについては極めてデータが取りやすいわけですから、それについては、大至急まとめていただいて、そこで浮かび上がった尺度に照らしての事実と、新規の候補のそれとをきちんと比較するのが効率的だと思うのです。そうでないと相場観がわからない。

○佐々木参事官 ですから、今、新しい調査をして資料収集をしていますけれども、1回終わることに何かを判断するというわけではなくて、逐次調査を重ねていく。その上で総合的に考えるとい

う。

○福井主査　しかし3年分のストックがあるわけですから、そのストックについては大至急まとめていただくというのは非常に重要で、それと、言わば新規候補との優劣の比較なり、適切な比較をするということです。

逆に言えば、既存のもので浮かび上がってきた問題点あるいはメリットと、言わば同じ土俵で比べるということです。

○山口課付　今、先生のおっしゃるような趣旨というのは、既存科目であっても必ず見直しの結果残るといふような方向性で見るときではないという御指摘だと思うんですけども、そもそも新しく候補となるものとか、今ある科目というものをほかのものから差別化しているのではなくて、今の調査のかけ方というのは、とにかく法科大学院で、どんな科目を設置していますかという調査のかけ方ですので、今ある選択科目に関連する授業がどのくらいなされているかとかそういうことはおのずとその結果として判明するものと思われませんが。

○福井主査　法科大学院向けの調査はそれでいいですよ。法科大学院では選択科目もそうではないのも含めていろんなことやっているでしょうから、それはそれで調べられればいいのですけれども、ここは要するに、閣議決定を踏まえての基準にのっとった選択科目の見直しの議論なので、私どもが提示申し上げたのは、要するに、閣議決定の文書は、何度も釈迦に説法ですが、科目としての範囲の明確性、体系化・標準化等の状況、法科大学院の講座数、実務的な重要性、社会的な有用性、汎用性、社会における法サービス上に的確にのびるといった観点で見直すところなんです。こういった言葉の検証を、現行科目も、全体的な科目も全部やるということです。

○佐々木参事官　勿論、閣議決定で示されている基準については、これまでの既存の選択科目についても、新しくこちらが調査をかける科目についても、同じように調べるということはやらないと、それをやらないで判断すると、すごくアンバランスなことになりますので、その辺は私どもも十分理解してございますので。

○福井主査　特に過去の出題問題で、どれだけ標準化、体系化されたものをきちんと問うているのかということ、それは司法試験の運用としても重要なことで、ちゃんと体系的、総合的な、要するに民法とか行政法とかにバラせば、そっちで済むというようなことを問うているのではないのか、ということ、これをきちんと検証していただくことは、既存科目について特に重要ですね。それができていないということは、総合性、体系性がないということですから。そういう趣旨です。

そういう意味で、私どもがお示し申し上げた、今の閣議決定の文言をきちんと検証するために、(1)～(6)までとして、以前見直しに当たって考慮すべき必須事項という規制改革会議としての基準、どういう情報がこういう検証のために必要だということをお示し申し上げておきまして、この趣旨は重要であるということについて御了解をいただいたはずで、それを司法試験委員会などの検討に当たってきちんと活用いただいて、どういう基礎データをどういう形で整理するのかということについては、くれぐれも基本線を外れないようお願いしたいと思います。

○佐々木参事官　閣議決定に沿った基準の調査項目を立てるときに、御会議から御示唆いただいた有益な一つの観点ということ、これを十分理解しておりますので、それを参酌した形で今後。

○福井主査 もっと加速していただきたいということです。

○佐々木参事官 ただ、中には前回も申しましたように、できる話とできない話というのが。

○福井主査 勿論、物理的にできないことをやる必要ないですけども、そろそろまさに期限到来です。

○佐々木参事官 そろそろとおっしゃっているので、着手を始めているということ、今日は御報告しているわけです。

○福井主査 それは、前から申し上げていますように、いささか遅きに失する感もあります。いずれにせよ、将来に向けて、前向きに取り組んでいただきたいと思います。

○佐々木参事官 先ほど申しましたように、幹事の体制が組みられましたので、そこはきちんと進んでいくものと考えてございます。

○福井主査 着実にやっていただければと思います。

続きまして、5者協と称するところの報告書については、先ほど申し上げたとおりでございますので、ある程度問題意識を共有していただいていると思いますが、やはり国民に向けて、あるいは法曹のユーザーに向けてちゃんと説明が付く法科大学院の教育力を検証していただくためには、もっと徹底的な調査をやっていただく必要があると思いますので、よろしく願いいたします。

○佐々木参事官 心がけたいと思うんですが、何とも愚痴のようになりますけれども、任意の参加を募らなければいけないというところに苦しいところがございまして。

○福井主査 法務省だって法曹養成の資格試験を持ち、しかも法曹養成制度の統括をされているわけで、だだっ子には勝てないといって、しゅんとなっているようでは困るんです。もっと総括していただいて、まずいことはまずい、取るべきデータを取る、ときちんと関係機関を説得して、場合により叱責して、先頭を走っていただかないと困ります。

○佐々木参事官 統括しているということ自身が、まず違ってございまして、プロセスでそれぞれが対等に責任を持っているという構造になっておりまして。

○福井主査 対等は対等ですけども、ただし法曹養成のためには、法科大学院のデータはこういう形で検証できなければ意味がないではないかと、正論をきちんと述べられて議論をリードされるということは、当然御省の役割だと思います。

○佐々木参事官 勿論、そういうふうに発言はしてまいりたいと思うのですが、我々だけではなかなかそうはいきませんので。

○福井主査 我々も勿論、応援を申し上げますが、当事者はやはり法務省です。私どもはどちらかというとオブザーバーです。

○佐々木参事官 本当に協力していただけるとなると、法科大学院協会の方で御説明とかをいただいて、法科大学院を動かしていただければと思います。

○鈴木参考人 この前も文科省の話聞いたのだけれども、こう言っただけでも、大変頼りないことをおっしゃるので、一体何を目的としてどういう意識でやっているのかということが我々にはさっぱりわからない。何となく所掌事項の中に入っているからやっているみたいな、と言っただけでも、そんな感じがしたのです。

しかも、法科大学院というシステムをつくったけれども、我々が考えていたのは、そういうのをベースとして、社会に有用な人間を何も法曹だけではなくて、あらゆる分野にばらまくとかができるという、そういうシステムにならないのかというのが一番最初の考えであったのです。だが、それもどんどん矮小化して行って、いわゆる法曹三者作りのためのものとなりつつある。そういうふうにやっていくのならば、法科大学院というのは予備校じゃないか、司法試験の予備校であるならば、法務省の傘下に入れてしまって、文科省は手を引いたらどうかと言ったのだけれども。勿論、引くとは言わなかったが、真剣にやるとも言わなかった。その辺は法務省は、文科省は要らんというぐらいに言わないと、ダメだという結果が出るのが近づいているのではないかという気もするのですがね。

○佐々木参事官 私どもとしては、プロセスとしての法曹養成ができて。

○鈴木参考人 プロセスの話なら、どちらでもいいですけどもね。

○佐々木参事官 文科省の方でも法科大学院システムのブラッシュアップに努めるといって、実際に中間とりまとめをして努力しておられますので、今の法務省は協力して、その改革作業が成功するようにサポートしたいと、そこで先生のように激しいことはなかなか私どもとしては申すことができないのであります。

○福井主査 しかし、言わば学術のための学術とか、あるいは文化、芸術ということではなくて、法曹教育は実務教育だからこそ今のような形に変えたわけですね。実務教育というのはまさに法曹養成のために資するという、大学の研究のため、その独立とか自由というよりも、実務家として役に立てる専門人教育ということを優先したから、今のような制度にしたわけです。その観点で言えば、勿論、教育の所管省もそれはそれで1つの関わりを持ってもいいですけども、明らかに法務省的観点がウェートを圧倒的に増したと考えなければ制度の成り立ちは説明できないと思います。

○佐々木参事官 法制度の中では、法務省がそこに入って行く権限というものが、ほとんどない。

○福井主査 それは立法ミスかもしれませんね。だったら権限も寄越せというべきではないでしょうか。

○鈴木参考人 要するに、現実には、法務省の司法研修の武器としてしかファンクションしていないとしたら、もっと法務省がものを言うべきであって、妙なところで遠慮して、遠慮するのは責任を持たないためにはいいやり方なのかもしれないけれども、そういうこと自体が、ものごとを簡単ではないものにするというか、無意味なものにどんどんさせていくという懸念があるということです。

○福井主査 残念ながら、鈴木会長から、今、申し上げたように、先般も文科省からお話をお聞きしたら、どうも自分に任せておけばきちんと立て直しができるというふうにはおっしゃらない。佐々木さんから今お話をお聞きしても、あれは文科省のことでございまして、と言う。一体だれが責任を持つのだろうと感じます。政府部内でエアポケットができていくように思うのです。もう少し法務省が主体的にリードしていく必要が強いと思います。

○鈴木参考人 複数の省が所管すれば、大体そういうふうになりますね。

○佐々木参事官 例えばコアカリキュラムという言葉でよく言われています、最低限の到達目標を

つくとか、いろいろ発案が中教審の方でありまして、そういうことがあるたびに我々は人を出したりして協力体制、責任は自分たちでないではなくて、考えていただいたところには我々は最大限協力して、法科大学院を中核としたプロセスとしての養成制度を向上させる、そういう目的のために汗を流すとか、そういうことはいとわずに、協力は現にしております。

○福井主査 協力の条件といいますか、前提として、本当に意味のある法曹養成制度にするためには、例えばこういうことを調べる必要があるから、そのために法務省でできるこういうことを協力するというパッケージでないと。先ほどのレポートもそうですけれども、ほとんど無意味なこのために貴重な法務省の佐々木さんの人件費を割いてもらっては困るのです。

○佐々木参事官 そんなに人件費はかかっていません。

○福井主査 かかっていますよ。

○安念委員 しかし、今更、法科大学院みたいなものを押し付けられても、法務省さんとしても困りますね。自分が法科大学院の教師なのにこういうことを言うのは自己破壊的だけれども、あんなものを74も押し付けられたら、たまらないよと、私も佐々木さんの立場ならば言うてしまう。

○鈴木参考人 では、やはり文科省に置いておいて。

○安念委員 文科省に置いていても、どうにもならないでしょう。

○福井主査 ですので、失礼ながら、さっきのレポートのああいう情報の出し方も、法科大学院の全体組織としての法科大学院教育に対する自信のなさがそのまま表れているというふうにお見受けするわけです。法科大学院自体が、発足直後にして曲がり角ですね。法科大学院という形で法曹養成を行うという今の標準形を本当に原則にし続けていいのかも問われているんだと認識しないとこれには解がないと思います。

では、試験制度の在り方をどうするのか、養成制度の在り方をどうするのか。人数の問題とも関わりますが、かなり抜本的に見直さないと、弥縫策でこのまま法科大学院を適当に維持して、適当に教育を検証しながら、だましましやっていくという段階ではないということがはっきりしているのではないのでしょうか。

そういう根本的な議論を我々も提起したいと思いますので、法務省も今までの制度や今までの法務省の教育制度への関わりを前提とされずに、もう少し抜本的な思い切った政策提言も視野に入れて検討していただきたいと思います。

○佐々木参事官 御指摘と御指導をいただいたことをきちんと考えるようにしていきたいと思えます。

○福井主査 これは、いろんな方から、政治家の方も含めてお聞きするのですけれども、例えば韓国は、法科大学院をつくったところは同じ大学に学部設置を認めないという、言わばアメリカ型のロースクールに早く移行させるために、非常に抜本的な措置を講じたわけですね。

こうするか、あるいは法科大学院をやめてしまって、学部のどこを出たって、あるいは大学に行かなくとも司法試験が受けられるという開放性の従来のような司法試験に戻して、法曹養成は、実務家教育については特別なことは大学院レベルではやらない。今までの法学部でいいとする。それらのどちらかではないか。両方残っているのは意味がないという意見を随分いろんな方からお聞き

するのですが、こういう議論についてはいかがですか。

○佐々木参事官 立法政策として、そういうものも十分あり得ることは理解してございます。その立法政策の一つとして今の日本の制度もあるわけで、その優劣等というのはまだ検討したことはないんですけども、一応そういうことも考えて。

○福井主査 でも、どうですか、学部で4年間法律教育を受けて、法科大学院で既習者だと更に2年受けて、6年間若者を法律づけに、しかも教育機関で縛り付けてやらなければいけないほど、法律は崇高なものでですか。

○佐々木参事官 法律家の私どもに聞かれると、法律というのは奥が深いとしか答えようがない。

○福井主査 学校の座学で6年間やることに、果たしてどれほどの意味があるんでしょう。実務家になるための教育として、法科大学院の2年を足して6年で考えるということは、法学部を出て会社員になる方ではないのに、今もそうですけれども、実務家法曹の卵の多くの方が座学で6年間やり続けているわけですね。果たして効果はあるんでしょうか。

○佐々木参事官 ですから、おっしゃるような観点で見ると、教養としての法学を学びたいという方と法学そのものを学びたいという方と、実務家、法律家になりたいという方と、それぞれ求めているものは違うんだということはあると思います。それぞれのニーズに応じた制度設計というものが、これはあり得るのかもしれないというのはわかってございますが、それをどういうふうにするか、どういうふうにそれぞれのニーズをくんだ制度を対応してつくっていくのかというのは、これは教育の問題も大きく絡んでまいりますので、法務省限りでは何とも言いにくいものがありますが、そういうニーズが幾つかということ是十分理解できます。

○福井主査 幅広い選択肢の中で検討をいただきたいと思います。

○佐々木参事官 本当に、ローマ法とかをやりたい方には、これまでの教育も必要なんでしょうし、いろいろなニーズがあると思います。

○福井主査 参考になるのは、アメリカは言わば法曹大国ですけれども、教養としての法律を学部で学ぶなどという必要は一切社会からニーズがないから今の形で定着しているのです。言わば法律を学ぶ人は、けんかの仲裁道具として、その程度の仕事ができればいいという前提でロースクールが発展したわけで、教養教育として学部で法律を学ぶなどということは企業社会からも全くニーズがない。だから今のような形になっていることは大変参考になる歴史的事実だと思います。

○佐々木参事官 我が国が違うのは、法学部を卒業した人を官公庁が人材として取り入れていたと。しかし現在、法科大学院を修了した人をターゲットに、そういう人材を供給源と見ているかという、なかなかまだそういう感じにはなっていない。

ですから、社会の側の法律的な知見を持った人を求めるというときも、どういうレベルを求めているのかというのは、日本とアメリカで違っている。

○福井主査 アメリカは、キャリア制度がないですからね、公務員自体に。

○佐々木参事官 ですから、求めるもの、求められるものの中で、いろいろ思惑の違いみたいなものもあるところが我が国の大変な話になっているんだろうとは個人的には思います。

○福井主査 それを整理していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

最後に、予備試験の問題ですが、先ほどの非常にわけのわからない御説明で、まだよく理解できないんですが、佐々木さんのさっきおっしゃったことは、要するに、均衡基準というのは、2年目以降はわかりやすいけれども、初年度は難しいね、とおっしゃられているようで、それはそのとおりで、我々は何もそこは否定していないし、前から同じ論点については共有しているところです。初年度、特にどこをねらうのかというのは大変予測が付きがたいのはそのとおりなので、それでもできるだけ予測を付けてやっってくださいねと申し上げるしかない。

しかし、ここでの論点はそれではございません。要するに考え方の問題として、私どもが従来繰り返し指摘しておりますように、閣議決定文言の最新のものは、「本試験において公平な競争となるようにするため、予備試験合格者数について、事後的には、資格試験としての予備試験のあるべき運用にも配慮しながら、予備試験合格者に占める本試験合格者の割合と法科大学院修了者に占める本試験合格者の割合とを均衡させるとともに」とあるんです。ここはさっきおっしゃったとおりです。

その後に、「予備試験合格者数が絞られることで実質的に予備試験受験者が法科大学院を修了する者と比べて本試験受験の機会において不利に扱われることのないようにする等の総合的考慮を行うべきである。」とあります。これは何度も申し上げておりますが、本試験を受けるときの資格として予備試験があるわけであり、また、法科大学院修了というものがあるわけですから、その予備資格としての法科大学院修了の資格と、予備資格としての予備試験を合格したという資格とで、本試験に行くときの手段として難易度に差があってはいけない。難易度に差があってはいけないというときには、要するに足切り試験ですから、法科大学院修了といえ、予備試験終了といえ、足切りにおいて本番で同等、公平となるということの意味は、最低点を一致させるという以外にはないのです。

均衡基準は均衡基準で非常に重要ですが、考え方の問題としてこの点は極めて重要なので何度も念を押すわけですが、足切りの最低点を一致させるという意味は、法科大学院を出たら本試験を受けるに当たって、一定の素養が備わっているはずだという前提があるわけです。その前提を予備試験で確かめるのだということで、法科大学院を修了したら備えているであろうと同様の適性を持っているという判定を予備試験です。しかもその最下限は同じにする、ということですから、その言葉とおりの論理的意味を考え方の基本に据えて、すべての予備試験設計の尺度にさせていただきたいということなのです。

例えば、法科大学院で講座をほとんど置いていないような科目を予備試験で課してはいけないということをも意味します。あるいは法科大学院の修了生、大学ごとの何らかの尺度でもって修了した者のそのときの能力についてはばらつきがあるはずですが、それを1番から最後まで並べたとして、法科大学院の修了者、すなわち法務修士という資格を持たれた方の中で、その年の一番能力の低かった方の、言わば民法や刑法や行政法の到達水準があるとします。その人の行政法や民法等の、非常にレベルが低いとしてもその到達水準を超えていれば、本試験を受けるにおいて同等とするために、予備試験で不合格にしてはいけないということも意味します。

したがって、予備試験の判定では、法科大学院修了者の最下限の方が、一定の科目等について備

えている能力よりも高いことを要求してはならないし、問題でもそれを越える力を問うてはならないということも、先ほどからの論理的な整理の当然の結論として出てきます。

ですから、範囲において法科大学院で習っているようなことを超えて予備試験で出題してはならない。しかも出題する科目で、法科大学院で勉強するような科目、講座等と重なっている場合も、予備試験における判定をする基準は、法科大学院を現に卒業している人の最下限値と等しくなければならない。要するにそれを上回ってはならないということの意味します。それをまさに本試験における受験の対等性ということで担保しているわけです。これと違うかに見える見解を、この間も文章で10月16日にいただいておりますが、これについては、明確にこういうことではないということ、私どもは別に確認しております。

具体的に申し上げますと、この件が論点になってその前のヒアリングが9月の上中旬ぐらいにあったと思いますが、その際にも佐々木さんから最下限ではなくて、予備試験は、あるべき能力を基準にする、法科大学院修了者の中でも、むしろ上層部の方のあるべき基準を予備試験の足切りにするんだという趣旨の御発言があって、私どもは驚愕いたしましたので、当時の法務大臣でいらっしゃる保岡興治大臣を、9月18日の夕刻に訪問しております。その件について、法務省の事務方より、そういう見解がありましたけれども、大臣の御見解は、ということをお尋ねしたところ、私どもの議長代理の八田も一緒に伺っておりますが、大臣より、そういうことはあり得ない、とその場で秘書官はじめ複数の方が同席される場で明言しておられました。

すなわち、本試験の資格試験としての予備試験なのだから、法科大学院の最低ラインと予備試験の最下限を合わせるのとは当然のことではないか、とその場で明言されました。法科大学院の今の最下限値がそんなに低くていいのか、という論点は確かにあるが、それはそれとして独立に追求すべき問題であり、現実には法科大学院の修了者が、そんなにひどい資質、能力を持たないように能力を増やすことが大事ではある。これは先ほどの前の方の論点に関わるわけです。しかし、それが達成できていない段階におけるある年の受験者が、法科大学院修了者の最下限値よりも高くないといけないなどというそんなアンフェアな基準はあり得ない、という趣旨のことを、その場で大臣が明言されておられるわけです。

ところが、これについては事務方にも指示しておいたということの後でお聞きしたにもかかわらず、10月16日の段階でも、なお大臣見解と異なる見解が法務省より規制改革会議に示されたわけであり、こういうことは甚だ遺憾です。

したがって、これについても、事務方が大臣の見解と違うことをまだ言っておられるということをお知らせし、当時の大臣としてそういう御見解でしたか、ということ、もう一度11月9日に保岡先生と直接お話をし、まだこの間おっしゃっていた趣旨と違うことを言っておりますが、いかがでしょうか、とお聞き申し上げました。これに対しては、まだそんなこと言っているのかと、かなり御立腹の様子でいらっしゃいました。その件については、前に言ったとおりであり、福井の言うとおりで間違いはない、もう一度省の幹部に徹底しておくとのことでした。こういうやりとりが、つい先般もあったばかりです。この経緯については、法務省はどう認識されますか。

○佐々木参事官 保岡前法務大臣のお考えですか。



○福井主査 はい、それとこの経緯について、事実で、私が今申し上げたことと異なることがあるという反論があればお聞かせいただきたいのです。

○佐々木参事官 今、御指摘いただいた内容というのは、恐らく法務省の意思決定過程の問題でありますので、それがどのようなものであったかというのは、この場所でお答えすべきものではないと考えてございますので、回答を差し控えさせていただきたいと思えます。

○福井主査 佐々木さん個人では答えにくいかもしれませんが、私どもとしては、大臣が大臣として公式におっしゃられたこと、私どももこれは公的組織の一員として、大臣にお目にかかっているわけです。その場で、明確に記録も残ったことについて、大臣の言わば配下にある事務方が別のことをおっしゃるといことは、内閣の一員としてあってはならないことですし、もし、本当に保岡前大臣がおっしゃっていたようなことが起きたのであれば、それは職務命令違反、国家公務員法違反です。内部で調査をしていただいて大臣の指示に不服従であったという方を特定していただいて教えていただきたいと思うわけです。

大臣として対外的におっしゃることには、それはかなりの重みがあるはずでございまして、それを事務部局の方で別の形でねじ曲げるとか、あるいは無視するということはあってはならないという認識を持っておりますので、この点について省内で徹底いただくとともに、再発がないようにしていただきたいということをお約束いただきたいということでございます。

○佐々木参事官 そのような話は、前回もおっしゃっていて、今回も伺ったわけですがけれども、どのような過程であったかというのは、内部的な意思決定過程の問題でありますので、何ともここでお答えすることはできないということです。

○福井主査 大臣見解がそうであったという、私どもで完全に共有している情報を、今、改めてこの場で、念を押して申し上げましたので、それを踏まえて法務省においては予備試験の制度立案をしていただきたい。

大臣見解を無視されるというお考えがあるのであれば、それは明確に宣言していただきたい。そうであれば、私どもはそれに対応した必要な措置を講じることといたします。もし、それが何らかのミスであったとして改めていただけるといのであれば、改めていただいた上で大臣がおっしゃったとおりの見解を前提に予備試験の制度設計をしていただきたい。これを明確にお約束いただきたいと思えます。この場でなくても結構ですので後ほどお返事をいただきたい。

○佐々木参事官 今、詳細な経緯を伺いましたので、そういう経緯があったと、御指摘を受けているということは、法務省に持ち帰って、しかるべく考えさせていただきたいと思えます。

○鈴木参考人 我々の方が聞いておるのは、法科大学院の修了者の最下位の人と予備試験の合格の最下位の人とは同一の水準であるべきことという点です。質問の方にはっきり書いてあるのですね。

それに対してお答えの方は、法科大学院と同じような能力であることとおっしゃっているだけなのです。全然似てもないんですが、同じようなものであるというものはどういうメルクマールというか、どういう指標でもって同じだとするのですか。

例えば法科大学院の卒業者と、予備試験を受けようとする人たちに、共通適性検査みたいなテストをやってみて、それで測ろうとでもおっしゃるんですか。

例えばさっき言いました、法科大学院の人の民法の能力と、予備試験合格者の民法の能力はどうやって測ろうとするんですか。ですから、ここところの同等の能力というのはどういう具体的な方法で図ろうとするのか、それはどうお考えなのか。

○佐々木参事官 そこら辺が、これから検討していかなければいけないことだという、具体的な手法はこれから考えていきますけれども、前回も少し申し上げましたけれども法科大学院の教授であって、例えば司法試験の考査委員の経験を持っている方に、予備試験の問題作成等を担当していただければ、そういう状況を知った上でつくる感覚的なもの、経験的なものを知った上でつくるわけですから、ある程度、そこできうまくできるのではないかと思います。

○福井主査 感覚的、経験的なことで、この重要な基準を処理していただいては全く困るわけですし、何よりも技術的なところはさておくとしても、考え方において、私どもと前法務大臣とは明確に見解が一致しております。大臣見解を事務方が否定されるというのでなければ、そのとおりの考え方でやっていただきたい。これについては早急に持ち帰っていただいて御見解をお示しいただきたいと思います。

○佐々木参事官 それはそうなんですけれども、最低レベルのという話になったときに、どのようにして最低レベルの法科大学院修了者もしくは法科大学院を選び出すのかということと、どのようにして最低レベルの予備試験合格者というものを想定するのか。

○福井主査 それは工夫していただくしかない。お約束いただいたことの単なる技術的実施の問題ですから。

○佐々木参事官 まだそこはお約束しておりませんで。

○福井主査 お約束です。大臣が私どもにお約束いただいて、そのようにさせると言ったことから、それを佐々木さんが否定されるということであれば、重大なことであり、対応を考えないといけなくなります。要するに大臣のおっしゃっているとおりにしていただきたい。これは法務大臣として、お約束いただいたことだと私どもは受けとめております。

○山口課付 現実には、最下限というのはどういうふうに測定するのか、合わせるといっても、それはまず無理だと思うんです。実際には最下限というのはどういう能力かというのが定義できないわけですし。結局は何が一番比較できるかという観点で考えるときには、いずれにしても最終的には、新司法試験で、全く同じ問題で、全く同じ条件で受験するわけです。

○福井主査 これは考え方の問題です。そういうくだらないことをおっしゃる前に、最下限を合わせるということに一番近似できるやり方を考えるのは御省の責務です。大臣はそれをわかった上でお答えになっているんです。真面目に考えてください。今のような反論を繰り返されるということは極めて不適切、不謹慎だと思います。最下限だという考え方を示しているのです。その考え方に合う技術的基準とは何かということ、それを考えるのはあなたたちの責務です。そんなことはできるわけがないというのは、法務省を、まず辞表を出して辞めてからにしていただきたい。そういう主張を繰り返すのはおかしい。あなたたちは大臣の配下でしょう。老婆心ながら、二度とそういうことをおっしゃらない方がいいと思います。

○佐々木参事官 ただ、実現が著しく困難な基準であるということは。

○福井主査 実現困難であるかどうかは省内で議論してください。大臣はそうおっしゃったのだから。それに近似させるようなやり方について、一切ないということを証明して破棄したいというふうに明確におっしゃるのなら、それは議論に応じましょう。しかしそうじゃないからお約束されたのでしょ。

○鈴木参考人 例えばある年の試験をやってみたとする。予備試験合格者が、例えば 500 人いたとし、全員を本試験に受かってしまい、その最低点が 500 点だったとする。それから法科大学院を出てきたのが 1,000 人いたとし、そのうち本試験合格者が 700 名で最低点が 200 点だったとする。これは明らかに最低点が違い、双方の最下位者の同等性はありませんよね。そういう場合はどうするのかということ。

○福井主査 いずれにしても技術的事項については、それは御省がお考えになる問題です。挙証責任は御省にあるのです。そんなことができますかといって、ひとつのような、あるいは本来の筋を攻撃するようなことをおっしゃることは公務員にあるまじき言動だと思います。

以上ですので、ちゃんと御検討いただいて、明確な回答を、大臣とのやりとりの経緯も踏まえたうえでいただきたいということです。

本日は、これで終了いたします。

以 上